

【趣旨】（第1条）

平成19年度よりはじまる特別支援教育に対応するもので、香芝市内小学校・中学校の通常の学級等に在籍し、学習障害（LD）・注意欠陥/多動性障害（ADHD）等により、生活や学習上の困難を有する児童・生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行うことで特別支援教育の充実を図る。

【目的】（第2条）

特別支援教育支援員の配置にむけ、登録者の募集を行う。

【登録】（第3条）

募集登録は、次のように行う。

- ① 教育委員会学校教育課のホームページ上の掲載欄にて登録を行う。
- ② 専用用紙に必要事項記入のうえ、教育委員会学校教育課に提出し、登録とする。
- ③ 登録期間は、当該年度1年間とする。ただし、希望により継続ができる。

【登録の条件】（第4条）

特別支援教育や軽度発達障害に理解があり、小学校・中学校の児童・生徒への支援ができる者。

- ① 教員免許を取得し、教員を目指す者。
- ② 教員経験または教育関係に携わったことのある者。

【活動予定】（第5条）

主に次の内容にかかわる活動を行う。

- ① 軽度発達障害等の児童生徒への支援。
- ② 通常学級での支援児童への補助。
- ③ その他教育委員会が認める教育活動への支援。

【活動の責務】（第6条）

登録を希望する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 守秘義務を守り業務遂行上知り得た秘密を守ること。業務遂行終了後においても同様とすること。
- ② 児童・生徒・教職員のプライバシーを尊重してボランティア活動を行うこと。
- ③ 学校長の指示のもと、活動を行うこと。
- ④ 教育委員会及び学校の教育基本方針に基づいて活動し、方針や指示に反する行為や適格性を欠く行為があったときは、活動を中止する。

【任用場所】（第7条）

香芝市立小・中学校において、登録者の派遣を希望する学校。

【任用条件】（第8条）

任用条件については、現在未定である。

- ① 報酬については有償の予定である。
- ② 交通費については、未定である。
- ③ 保険については、未定である。

【庶務】（第9条）

本事業の庶務は、香芝市教育委員会事務局学校教育課にて行う。

【附則】（第10条）

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。